

農用地利用集積計画による所有権の移転申出書

農用地利用集積計画による所有権の移転をしたいので申出します。

令和 年 月 日

長岡市長様

1 申出人

当事者	氏名	年齢	住所	自宅電話番号 (携帯電話番号)
譲受人	(印)	才	(〒 -)	()
譲渡人	(持分) (印)	才	(〒 -)	()
	(持分) (印)	才	(〒 -)	()

2 所有権を移転する土地及び内容（その他裏面の共通事項の定めるところによる）

町	字	地番	地目		地積 (㎡)	利用目的	希望価格(円)
			台帳	現況			
合 計							

- (1) 権利者会議で決定した日を期限とし、金融機関から譲渡人の口座に振り込むものとする。
また、共有名義の場合は持分により各譲渡人の口座に按分した額を振り込むものとする。
- (2) 所有権の移転時期及び土地の引渡し時期は権利者会議で決定する。
- (3) 抵当権等が設定されている農地については、総会（農業委員会）開催日前に外すこと。

3 譲受人の経営農地（経営農地の明細は農業委員会の農家基本台帳による）

	田	畑		その他 ()	合計
		普通畑	樹園地		
自作地	m ²				
借入地	m ²				
合計	m ²				

4 譲受人の世帯構成と農作業従事日数

氏名	生年月日	年齢	続柄	職業	農作業の 従事日数
	年 月 日生		経営主		
	年 月 日生				
	年 月 日生				
	年 月 日生				
	年 月 日生				
	年 月 日生				
季節又は臨時雇用者の年間延べ日数					

5 譲受人の農機具及び家畜の保有状況

<農機具>

種類	数量	種類	数量
トラクター		トラック	
田植機		耕うん機	
コンバイン		バインダー	
乾燥機			
調整機			

<家畜>

種類	数量
乳牛	
肉牛	
繁殖豚	
肥育豚	
採卵鶏	

6 確認事項

事前に契約（金銭の授受を含む）を締結している、不動産業者が介入している等、農用地利用集積計画の対象とすることに不適切な事実がないことを確約いたします。

署名（譲渡人） _____ (印)

調整活動が終了したので署名捺印する。
 地区農地利利用最適化推進委員 _____ (印)

7 所有権移転の協定事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行われる所有権の移転は2の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 所有権の移転

対価の支払期限までに対価の支払を完了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。

(2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効

対価の支払期限までに、対価の全部の支払がなされなかったときは当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。

(3) 所有権以外の権利の消滅

所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されている場合は、所有権を移転する者（譲渡人）は当該権利を消滅させるとともに、当該権利が登記されているときは、総会（農業委員会）の前日までにその登記を抹消させなければならない。

(4) 租税公課の負担

所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人が負担する。

(5) 所有権の移転の登記

この農用地利用集積計画による所有権移転登記は、所有権の移転を受ける者（譲受人）の請求により長岡市長の嘱託によって行うものとし、譲渡人はこれに協力しなければならない。

(6) 経費の負担

所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人が負担する。その他の経費については譲渡人及び譲受人が協議して定める。

(7) 法律関係の解除

譲渡人又は譲受人は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。

(8) 所有権取得者の責務

譲受人は、農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、譲渡人、譲受人及び長岡市が協議して定める。

8 添付書類

(1) 「移転申出書」提出時

- ① 土地登記簿謄本又は土地登記全部事項証明書 ② 現地まで行くことができる住宅地図
- ③ 地番が印字されている図面 ④ あっせん申出書（農地利用最適化推進委員が署名捺印したもの）
- ⑤ 譲渡人が市外在住者の場合、住民票抄本（前住所が記載されているもの）

(2) 「権利者会議」に持参するもの

譲受人・・・実印、印鑑登録証明書、住民票抄本（前住所が記載されているもの）、収入印紙（額面は文書で通知）、登録免許税軽減のための証明書代金（現金 300 円）

譲渡人・・・実印、印鑑登録証明書、住民票抄本（前住所が記載されているもの）、農地の評価証明書、譲渡所得控除のための証明書代金（現金 300 円）

その他必要なものは文書で通知する。